

緊急雇用創出事業
介護雇用プログラム事業実施要領
(介護福祉士)

1 目 的

この事業は、福祉・介護の施設・事業所において、離職失業者等（以下「失業者等」という。）を有期雇用契約労働者として新たに雇用し、介護業務（補助的業務）に従事させるとともに、資格（介護福祉士）取得のための介護福祉士養成施設（以下「養成校」という。）に通学させることにより、福祉・介護人材の確保・育成及び地域における雇用創出を図ることを目的とする。

2 定 義

この事業の対象となる失業者等は、労働の意思・能力を有し、求職活動を行っているにもかかわらず、就業できない者又は雇用期間が満了する等により失業する見込みのある者をいう。

ただし、過去1年間に同一の事業者のもとで正規職員として雇用された者を除く。

3 事業主体

長野県

4 事業の委託

県は、この事業を介護雇用プログラム事業者として指定する事業者（以下「指定事業者」という。）に委託して実施する。

なお、指定の対象となる事業者は別表の施設・事業所を運営する事業者とする。

5 委託業務の概要

(1) 事業実施期間

平成23年4月1日から平成25年3月31日

(2) 委託期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日

(平成24年4月1日以降も継続して雇用する場合は、委託契約を更新する。)

(3) 委託内容

県から委託を受けた指定事業者は、失業者等を有期雇用契約労働者として雇用し、介護業務（補助的業務）に従事させるとともに、養成校へ通学させ、介護に必要な知識及び技能を習得させる。

6 委託事業の実施方法

(1) 指定を受けようとする事業者は、指定申込書（第1号様式）を県に提出するものとする。

- (2) 県は、上記(1)による申し込みがあったときは、内容を審査の上、指定に係る決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。
- (3) 県から指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)は、公共職業安定所及び長野県福祉人材研修センターに求人の登録を行い、失業者等を募集する。
なお、求人票には緊急雇用創出事業「介護雇用プログラム事業」により雇用すること及び資格取得のため養成校に通学しなければならないことを明示すること。
- (4) 指定事業者は、上記(3)により失業者等の紹介を受け、面接等を行い、養成校の入学手続き後、失業者と有期雇用契約を締結するに至ったときは、下記8に定める事業計画書を県に提出するものとする。
なお、雇用する失業者等は必ずしも公共職業安定所及び長野県福祉人材研修センターに求職申し込みをしている必要はない。
また、労働者との雇用契約を締結するに当たっては、本事業の目的を十分に理解させること。
- (5) 県は、上記(4)の事業計画書を審査し適正と認めた場合は、当該指定事業者との間で委託契約を締結するものとする。
- (6) 上記(5)の契約を締結した指定事業者(以下「受託事業者」という。)は、雇用した失業者等(以下「被雇用者」という。)を受入施設において、介護業務(補助的業務)に従事させるとともに、養成校に通学させるものとする。
- (7) 被雇用者は、養成講座のカリキュラムに合わせて週40時間(養成校での受講時間及び養成校と受入施設・事業所との移動時間を含む。)を上限に介護業務を行うものとし、勤務時間及び休憩時間等については受入施設・事業所における就業規則等を適用する。なお、養成校において自由に利用できる休憩時間(昼休みを含む)は労働時間に該当しない。
また、介護業務(補助的業務)に当たっては、食事、排泄、入浴、移動・移乗、コミュニケーション等基本的な介護技術の習得が図れるよう配慮するものとする。
- (8) 賃金の支払い
受託事業者は、被雇用者に対し、養成校での受講時間及び養成校と受入施設・事業所との移動時間を含めた雇用期間中の賃金を支払う。
- (9) 雇用期間終了後の求職者への対応
雇用契約が終了した者に対しては、正規職員としての雇用契約の継続に努めること。
- (10) 報告業務
労働者の募集の実施状況の他、雇用者の講座の受講や雇用状況などについて、県は必要に応じて報告を求めることができる。

7 委託料

- (1) 県は予算の範囲内で、この事業に要する次に掲げる費用を委託料として受託事業者に支払うものとする。

ア 人件費

(ア) 賃金（1人当たり）

月11万4千円以内及び交通費（月1万円を上限）

(イ) 社会保険料（雇用保険料、労災保険料等に係る事業主負担分を含む。）

イ 養成講座経費

養成校の入学金及び授業料

ウ 介護労働の従事、指導に要する費用（指導職員人件費、ユニフォーム代等）

* 従事、指導に要する費用の総額は委託期間内に支払われる賃金総額の10%を上限とする。なお、障害者を雇用した場合は15%を上限とする。

8 指定申込書及び事業計画書の様式及び提出期間

(1) 指定申込書（第1号様式）

(2) 事業計画書

ア 緊急雇用創出事業「介護雇用プログラム事業」委託業務事業実施計画書（介護福祉士）（第3-1号様式）及び同明細書（第3-2号様式）

イ 養成校の入学金、授業料が分る資料（募集要項等）

ウ 契約期間中における雇用労働者の勤務予定表（年間及び週間）* 任意様式（様式集に参考様式あり）、既存シフト表可

(3) 提出期間

平成23年2月16日（水）～平成23年3月22日（火）

* 指定申込書は、事業計画書の前に提出すること

9 実績報告書の提出

各年度の事業完了時又は事業者の責めに帰さない理由により契約の目的を達成できなくなった場合には、その日から10日以内に次の書類等を提出する。

(1) 緊急雇用創出事業介護雇用プログラム事業委託業務実績報告書（介護福祉士）（第4-1号様式）及び同明細書（第4-2号様式）

(2) 人件費内訳一覧（第5-1号様式）

(3) 諸経費内訳一覧（第5-2号様式）

(4) 養成講座受講を証する書類の写し（修了証明書、成績証明書又は学生証の写し、受講料等の領収書の写し）

(5) 有期雇用契約労働者の雇用実績を証明する書類の写し（雇用契約書、給与明細書・賃金台帳の写し）

(6) 概算払精算書（第5-3号様式）* 概算払いを受領した場合のみ

(7) 離職報告書（第5-4号様式）* 雇用契約期間途中で離職が生じた場合に提出

10 委託料の支払い

(1) 完了検査後に「請求書」（第6-1号様式）を提出することとし、概算払いを希望する場合は「概算払請求書」（第6-2号様式）を提出することとする。

(2) 概算払いは、年1回までとし、支払額の上限は委託期間の2分の1経過前は契約

額の50%、委託期間の2分の1経過後は契約額の80%とする。

- (3) 委託契約期間内に講座を修了できないことが判明した場合や、被雇用者が途中で離職した場合は、その日までに当該被雇用者のため実際に支弁した費用及び支弁を要することが定められた費用(当日までの賃金など)を委託料として支払うものとする。

なお、養成校授業料については、前納してあったとしても、実際に受講した期間(時間又は月数等)に応じた額を対象経費とする。(＊養成校授業料については、中途での離職又は退学の場合は、雇用者又は被雇用者の負担が生じる場合があります。)

1.1 緊急雇用創出事業実施に当たっての留意事項

(1) 事業実施のための新規雇用人員等

ア 施設・事業所は事業の趣旨に基づき、新規に労働者を雇用し業務を実施すること。

イ 施設・事業所は使用者として、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)その他の関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うこと。

(2) 全事業費(契約金額)に占める人件費比率

事業費に占める新規雇用の労働者の人件費割合は50%以上とする。

なお、業務委託料を新規雇用の労働者の人件費及び養成講座受講料等必要な経費以外に充当しないこと。

- (3) 施設・事業所は、被雇用者について、法令の定めるところにより社会保険(雇用保険、労災保険、健康保険(40歳以上の者は介護保険)、厚生年金保険、児童手当拠出金)に加入すること。

- (4) 委託費の支給事由と類似の事由による各種助成金で、国が実施するもの及び国が他の団体に委託して実施するものとの併給はできない。

- (5) 21、22年度に地方公共団体の緊急雇用創出事業(介護雇用プログラム事業、現任介護職員等研修支援事業等)により雇用された労働者は本事業の対象にはならない。

1.2 その他

- (1) 施設・事業所は、本委託業務を行うに当たって、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本委託業務終了後も同様とする。

- (2) その他事業の実施に際しては長野県の指示に従うこと。

- (3) その他詳細については、長野県との本事業に係る契約時に別途協議する。